

第1章 総則

1. 会社の目指すところ

当社グループは、企業倫理と遵法の精神に基づいた企業活動を行い、持続的な企業成長と企業価値の向上を実現し、あらゆるステークホルダーから真にその存在を認められる企業を目指す。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを、「基本的な考え方」とする。

3. 目的

- (1) 本ガイドラインは、当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な仕組み及び指針を定める。
- (2) 本ガイドラインについて、実効性、適切性の検証を踏まえ適宜見直しを行い、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するコーポレートガバナンスの実現を目指す。

4. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、会社法、関連法令及び定款に次ぐ上位規定であり、その他の規定に優先して適用される。

第2章 株主の皆様との関係

1. 株主総会

- (1) 株主総会は、議決権を有する株主の皆様によって構成される最高意思決定機関と位置づけ、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適正に権利行使できる環境を整備する。
- (2) 当社は、株主が適切に議決権を行使できるようにするため、株主総会招集通知等を株主総会開催日の3週間前を目安に送付し、総会議案の十分な検討時間を確保する。また招集通知に記載する情報の概要を、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に電磁的方法にて公表する。
- (3) 取締役は、株主との信頼関係を醸成するために、株主総会において、株主に十分な説明を行い質疑応答を尽くす。
- (4) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使を希望する場合は、信託銀行等と協議を行い検討する。

2. 株主の権利の保護と平等性の確保

- (1) 当社は、特定の第三者に対して割当増資を行うなど、会社の所有構造を変動させ、または将来的に変動させ得る場合には、その必要性和合理性について十分に検討し、適正な手続きを確保するとともに、適切にその情報を開示する。
- (2) 当社は、いわゆる買収防衛策を導入せず、当社株式が公開買い付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な手続きを確保する。
- (3) 当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主について、保有する株式数に応じて実質的に

平等に扱われるとともに、株主総会における議決権行使をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応に努める。

- (4) 各議案に対する反対票の有無については取締役会で報告がなされ、反対票が20%以上となった場合には、取締役会でその分析を行う他、株主との対話等の実施の検討も併せて行うものとする。

3. 資本政策

- (1) 当社は、事業活動を通じて創出した利益を株主の皆様へ還元することと併せ、中長期的な企業価値最大化のために、既存事業を深耕するとともに、成長分野に重点的に資金を投資し、1株当たりの利益を増大させることを資本政策の基本方針とする。
- (2) 当社は、まずは安定的な配当の維持に努め、その上で次のステップとして業績に連動した利益還元を目指す。

4. 株主の利益に反する取引の防止

- (1) 当社は、株主の利益を保護するため、取締役、社外取締役、監査役、社外監査役などの当社関係者がその立場を濫用して当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。
- (2) 取締役・監査役は、会社法に基づく取締役会の承認を得なければ、利益相反取引及び競業取引を行ってはならない。

5. 関連当事者取引

- (1) 関連当事者の取引については、その取引が当社及び株主共同の利益を害する事のないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、当社の関連当事者取引規程に基づき行うものとする。

当社の取締役が、自己または第三者のために当社と取引を行う場合には、事前にと取締役会の承認を受けるとともに、取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事項を取締役会に報告する。また、取締役は、当社との取引を行おうとする者が自己の近親者（二親等以内の親族をいう）である等自己と会社の利益が相反する可能性のある事情が生じた場合は、その旨を取締役会に報告する。

- (2) 当社は、主要株主（当社株式の議決権の10%以上を保有する者をいう）と取引を行うに際し、他の類似取引や市場価格を参考にして、合理的な契約条件や価格を定める。当社は、主要株主と行う当社の通常事業に含まれない取引のうち、重要なものについては、取締役会の承認を受ける。

6. 政策保有株式に関する方針と議決権行使の基準

- (1) 当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、業務提携、製商品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有する。
- (2) 当社は、保有する全株式について、毎年取締役会において政策保有の意義、経済合理性などを下記判断基準により検証し、保有継続の適否を判断する。なお、保有意義が希薄化した株式については順次売却を検討していくものとする。

〈保有継続の判断基準〉

- ・ 当社グループの事業活動への貢献度、有効度
- ・ 当該会社と当社グループとの取引規模、取引内容、取引継続期間

- ・当該銘柄の配当利回りなどリターン額
 - ・当該銘柄の時価額が簿価（取得価格）を著しく下回っていないこと
- (3) 保有株式に係る議決権の行使については、適切なコーポレートガバナンス体制の強化や株主価値の向上に資するものか否か、また、当社への影響などの観点を踏まえ総合的に判断し適切に行使する。また、次のような議案については特に慎重に賛否を判断する。
- 〈個別議案の判断基準〉
- ・剰余金の処分議案（財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いていないか）
 - ・取締役・監査役の選任議案（重大なコンプライアンス違反が発生していないか）
 - ・事業の撤退、事業の買収並びに組織再編議案（中長期な収益にマイナス影響が出ないか）
- (4) 当社の株式を保有している企業と、経済合理性を欠くような取引は行わない。また、当該企業から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げない。

第3章 コーポレートガバナンス体制

1. 取締役会・監査役会の体制

- (1) 当社は、監査役会設置会社を選択し、取締役会が適切な監督機能を発揮する他、独任制の監査役が独自の立場から監査機能を発揮する体制としている。
- (2) 取締役会は、専門知識や経験等の領域が異なり、ジェンダーや国際性などを踏まえ、多様性を持った取締役で構成されるよう努め、取締役の総数については、定款の範囲内で効果的かつ効率的な機能発揮に適正と考えられる員数とする。
- (3) 取締役会は、独立性・中立性のある社外取締役を置く。
- (4) 監査役会は、監査役会の独立性を確保するため、過半数を社外監査役で構成し、少なくとも1名以上を東京証券取引所が定める独立役員に指定する。

2. 取締役会の責務

- (1) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、最良のコーポレートガバナンスの構築を通じて企業理念の実現を目指し、その監督機能を発揮するとともに公正な判断により最善の意思決定を行う。
- (2) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」で定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるために、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役及び執行役員に委任する。
- (4) 取締役会は、企業理念の実現、企業価値及び株主の共同の利益の長期的な増大に努め、それを損なう可能性のある行為や事象に対して、公正に判断して行動する責務を負う。
- (5) 取締役会は、中期経営計画の提示と履行が株主に対する重要責務の一つであるとの認識に立ち、計画内容等を株主に説明するとともに、その実現に向けて最善の努力をする。仮に業績目標が未達に終わった場合には、原因等の分析を十分に行之、次期以降の計画に反映させる。
- (6) 取締役会は、内部統制の体制を整備し、監査役及び内部統制部門と連携してその運用が有効に行われているか監督する。
- (7) 取締役会は、会計監査人が株主及びステークホルダーにとって重要な役割を果たすことを踏まえ、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保並びに対応体制を確保する。

- (8) 取締役会は、将来にわたる経営に責任を持ち、将来の取締役社長など後継者のプランニングについてその情報を共有する。
- (9) 取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見の交換を尊ぶ気風の醸成に努め、その運営については「取締役会規則」に定める他、取締役会事務局は社外取締役の実効性を高めるため、議案資料の事前提出など必要に応じて十分な情報を提供する。
- (10) 取締役会は、取締役会全体の実効性をはじめとするコーポレートガバナンス体制全体について、毎年分析・評価を行い、その結果の概要を開示するとともに必要な改善を図る。また、客観性を高めるため定期的に外部へ分析・評価を委託する。
- (11) 取締役会は、自社の資本コストを的確に把握した上で、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を開示する。策定した経営戦略、経営計画については、必要に応じて、事業構造の見直しや新たな事業投資や設備投資及び人材育成への投資などの経営資源の配分計画を含む修正の検討を行う。

3. 取締役

- (1) 取締役は、その任期を1年とし、毎年株主総会で選任される。
- (2) 取締役は、株主により選任された経営の受託者であるとの自覚のもと善管注意義務及び忠実義務を負う。
- (3) 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。
- (4) 取締役は、取締役会の議題を提案する権利及び取締役会の招集を求める権利を適時・適切に行使用することにより、当社の経営課題の解決を図る。
- (5) 取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
- (6) 他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行う。なお、重要な兼職の状況は毎年開示するものとする。

4. 社外取締役

社外取締役は、その独立性・中立性の立場を踏まえ、執行の監督機能、助言機能、利益相反取引の監督機能を果たすとともに、ステークホルダーの意見を取締役に反映する。

5. 監査役会の責務

- (1) 監査役会は、取締役及び執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他の法令により定められた事項を実施する。
- (2) 監査役会は、取締役及び執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、使用人及び会計監査人から適示・適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門並びに社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。
- (3) 監査役会は、その職務を執行するための必要な基本方針、手続き、監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動指針について「監査役会規則」を定めその職責を全うする。
- (4) 監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を行う。

6. 監査役

- (1) 監査役は、その任期を4年とし、株主総会で選任される。

- (2) 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負う。
- (3) 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有し、また社外取締役の情報収集力確保の一助となるよう努める。
- (4) 他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行う。なお、重要な兼職の状況は毎年開示するものとする。

7. 社外監査役

社外監査役は、その独立性・中立性の立場を踏まえ、代表取締役社長並びに取締役会に対し、適切に意見を述べる。

8. 独立社外役員の選定基準

独立社外役員の選任に当たっては、会社法上の社外要件の他に、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たしていること、主要株主（議決権比率 10%以上）の業務執行者でないこと、株主共同の利益に反する恐れがないことに加えて、企業経営の実績があること、各々の専門分野における豊富な経験と高い見識を持つこと等を選定基準とする。

9. 指名・報酬委員会

- (1) 指名・報酬委員会は、取締役、上席執行役員及び執行役員（以下役員等という）の選任・解任並びに報酬制度に関する審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的として設置する。
- (2) 指名・報酬委員会は、委員 3 名以上で組織し、原則として代表取締役社長及び独立社外取締役 2 名以上で構成する。
- (3) 代表取締役社長が解任の審議の対象の場合にあっては、取締役会で定められている職務代行第一順位の取締役が代表取締役社長に代わり委員会の構成員となり、独立社外取締役のいずれかが解任の審議の対象の場合にあっては、当該独立社外取締役に代わり社外取締役が委員会の構成員となる。
- (4) 指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、次の事項を審議する。
 - ・ 役員等の選任及び解任に関する事項
 - ・ 役員等の報酬額の方針の決定及び個人報酬額の決定に関する事項
 - ・ 連結子会社の取締役社長の選任及び解任に関する事項
 - ・ その他役員等の選任及び解任並びに報酬等に関する事項で、特に指名・報酬委員会での審議が必要と判断された事項

10. 取締役候補者・監査役候補者及び経営陣の資格及び選解任に伴う手続き

- (1) 取締役候補者の選定と経営陣の選任にあたっては、選定基準並びに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定する。
- (2) 〈取締役候補者並びに経営陣の選定基準〉
 - ・ 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
 - ・ 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
 - ・ 先見性・洞察性に優れていること
 - ・ 時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること
 - ・ 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
- (3) 〈取締役会の構成に関する考え方〉

- ・取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役（上席執行役員を含む。）で構成する。
 - ・取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する。
 - ・取締役会の多様性については、当社の限られた経営資源を踏まえ、多様性の優先順位と社会的責任を考慮して当社の収益力創出に貢献できる人材を選定する。
- （４）〈取締役の解任提案並びに経営陣の解任基準〉
- ・公序良俗に反する行為を行った場合
 - ・健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
 - ・職務を著しく懈怠した場合
 - ・選定基準に定める資質が、著しく認められない場合
- （５）監査役候補者の選定にあたっては、選定基準並びに監査役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬委員会の審議並びに監査役会の同意を経て、取締役会において決定する。
- （６）〈監査役候補者の選定基準〉
- ・優れた人格及び豊富な経験とともに高い倫理観を有していること
 - ・昨今の監査業務に耐える見識、経験並びに体力のあること
 - ・全社的な見地で客観的に監視する能力に優れていること
 - ・全社的な見地で積極的に自らの意見を述べるができること
- （７）〈監査役会の構成に関する考え方〉
- ・監査役会は、監査役会の独立性確保のため過半数を社外監査役で構成し、少なくとも１名以上を東京証券取引所が定める独立役員に指定する。
 - ・監査役は財務・会計、法律、経営などに精通している者を選任するよう努めるほか、技術監査の充実を図るため、生産、保安、研究、品質保証など技術に精通している者を１名以上選任するよう努める。

11. 取締役及び監査役の報酬等

- （１）取締役の報酬については、職位に職責の重みを考慮して決められた基本報酬（固定報酬）と、役員賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬で構成し、その総額は株主総会で決議された範囲内とする。
- （２）基本報酬については、業界あるいは同規模他企業の水準を勘案し、取締役会から委任された代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議を経て決定する。
- （３）役員賞与については、原則として支給総額を当期の配当金支払総額の一定割合以内とした上で、当期の業績を勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で支給総額を決定し、取締役会から委任された代表取締役社長が決定する。
- （４）譲渡制限付株式報酬における株式の発行又は処分に係る金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所での終値を基礎とし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ上程の上決定する。
- （５）社外取締役の報酬については、独立性・中立性確保の観点から常勤取締役の報酬体系とは別体系の固定報酬のみとし、取締役会から委任された代表取締役社長が、指名・報酬委員会での審議を経て決定する。
- （６）監査役の報酬については、独立性・中立性確保の観点から常勤取締役の報酬体系とは別体系の固定報酬のみとし、指名・報酬委員会での審議を経て、監査役の協議により決定する。その総

額は、株主総会で決議された範囲内とする。

12. 社外取締役・社外監査役の他社役員の兼務

当社は、社外取締役・社外監査役に対し当社の役員としての責務を適切に遂行するための時間を確保するよう求めている。社外取締役・社外監査役の兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書に記載する。

13. 内部統制

(1) 当社グループ全体の内部統制の充実、株主の信頼を得る重要な要素であることから、取締役会は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め運用する。

(2) 取締役会は、前項の「内部統制システム構築の基本方針」に則った適切な内部統制の実施のため、担当部署に対し定期的にその運用状況の報告を求め監督する。

14. 内部通報

(1) 当社は、法令違反や不適切な行動を早期に発見し対処するために通報者を保護しながら通報を受ける制度を設け、自浄作用の働く組織文化を醸成する。

(2) 当社は、社員が法令違反や不適切な行動を通報できる専用窓口を社内及び社外弁護士事務所に設ける他、監査役を通報先の一つとする。担当者は、通報者について守秘義務を負うとともに、通報者が不利益を蒙らないよう配慮する。また、内部通報の内容と調査結果については、取締役会に報告する。

15. 会計監査人

(1) 当社は、会計監査人が財務報告の信頼性確保を任務としており、最良のコーポレートガバナンスの実現のために重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を共同して実施する。

(2) 取締役会及び監査役会は、品質の高い監査を可能とするため、会計監査人と協議の上、必要かつ十分な監査時間の確保に努める。

(3) 適時適切な情報交換を図るため、会計監査人と代表取締役社長との意見交換の機会を定期的に設ける。尚、担当役員は会計監査人と適宜協議を行い、相互の認識・理解を深めるよう努める。

(4) 会計監査人及び監査役会並びに内部監査部門との間で、それぞれの意見交換の機会を定期的に設け検出事項の共有、改善策の協議等を行う。

(5) 会計監査人の選定と評価については、別途定める「会計監査人评价及び選定基準」により実施し、独立性及び専門性の有無は、適時実施する面接により判断する。

第4章 コーポレートガバナンスの向上に向けたその他の方針等

1. 役員等に対するトレーニングの方針

(1) 当社は、役員等に対して、それぞれの役割責務を果たす上で必要なトレーニングの機会を提供する。

(2) 役員等へ新たに就任する際には、関係法令やコーポレートガバナンスに関する研修会等に出席する機会を設けるとともに、就任後も必要に応じて法改正等への対応や経営課題に関する研修会への出席を義務付けるものとする。

(3) 社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際には、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施する機会を設ける。

(4) 社外取締役及び社外監査役に対し、当社の事業課題等について、必要な情報提供を行う。

2. 人材の多様性

- (1) 当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保する上で強みになると考え、人材の多様性の確保を推進する。
- (2) 当社は、一般職から総合職への転換制度を設け、女性が活躍できる体制構築へ取り組む。

3. 株主との対話

- (1) 株主との対話全般については、広報・IR担当役員が総括する。対話を補助する担当部門は広報・IR推進室とし、必要に応じて経営企画・連結経営部、経営管理部と連携を図る。
- (2) 株主からの意見・懸念等については、代表取締役社長に報告するとともに、必要に応じて取締役会にて報告・審議を行い、関係部門と連携の上適切な対応をとるよう努める。
- (3) 経営に係わる重要な情報については、財務情報・非財務情報に係わらず適時・適切に開示を行うとともに、社内規程「フェア・ディスクロージャー規程」に則り、情報開示の公平性に配慮し、株主にわかりやすい内容となるよう努める。
- (4) 株主構造については定期的に調査を行い、その結果を踏まえ、株主に合わせた適切な方法により、コミュニケーションの充実を図る。
- (5) 株主との対話にあたっては、法令及び関連規則等を遵守し、インサイダー情報を適切に管理する。

4. 様々なステークホルダーとの関係

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であることを踏まえ、株主並びに顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会などのステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努め、価値創造に向けた取り組み状況に関する情報を積極的に開示する。

5. 情報開示と透明性

- (1) 当社は、会社法その他の適用法令に基づき、当社グループのリスク管理、内部統制システム、コンプライアンス等に関する方針を決定し適時・適切に開示する。
- (2) 情報開示に当たっては、経営方針や財務情報、事業の取り組みなど、投資判断に必要な情報を迅速正確かつ公正公平に伝達するよう努める。

6. 例外措置

取締役会は、本ガイドラインの例外措置を講ずる必要が生じた場合には、その理由を明確にするとともに、本ガイドラインの趣旨に鑑み、適正な措置をとっていることを明らかにしなければならない。

7. 改正

本ガイドラインは、取締役会の決議により改正される。

平成27年12月11日 制定

平成29年 6月 1日 一部改訂

令和 元年 7月19日 一部改訂

令和 2年 6月29日 一部改訂

令和 4年 1月21日 一部改訂

令和 7年 6月26日 一部改訂